ロ　申請に係る全体計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ　（略）

二　（略）

3～9　（略）

（全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第十条の二十五　法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（工事現場の確認の表示の様式）

第十一条　法第八十九条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第六十八号様式による。

（安全上の措置等に関する計画届の様式）

第十一条の二　法第九十条の三（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出（安全上の措置等に関する計画届）をしようとする建築主は、別記第六十九号様式による届出書に次の表に掲げる図書を添えて特定行政庁に提出するものとする。当該計画を変更した場合も同様とする。

（表　略）

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百三十七条の十第四号の規定に基づく認定の場合　二十八万円

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

五　次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める額

イ　次の表の㈠項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合　別表第三㈠欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の㈢欄に掲げる額の五分の三

ロ　次の表の㈡項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合　別表第三㈠欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の㈢欄に掲げる額の四分の一

ロ　申請に係る全体計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ　（略）

二　（略）

3～9　（略）

（全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第十条の二十五　法第八十六条の八第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（工事現場の確認の表示の様式）

第十一条　法第八十九条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第六十八号様式による。

（安全上の措置等に関する計画届の様式）

第十一条の二　法第九十条の三（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出（安全上の措置等に関する計画届）をしようとする建築主は、別記第六十九号様式による届出書に次の表に掲げる図書を添えて特定行政庁に提出するものとする。当該計画を変更した場合も同様とする。

（表　略）

2　（略）

（手数料の額）

第十一条の二の三　（略）

2　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の手数料は、それぞれ当該イからハまでに定める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ　法第二条第九号若しくは第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第一条第五号若しくは第六号、令第二十条の七第二項から第四項まで、令第百十二条第一項若しくは令第百十四条第五項の規定に基づく認定の場合　二十八万円

ロ・ハ　（略）

三・四　（略）

五　次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合　次のイからヘまでに掲げる場合の手数料は、それぞれ当該イからヘまでに定める額

イ　次の表の㈠項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合　別表第三㈠欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の㈢欄に掲げる額の五分の三

ロ　次の表の㈡項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合　別表第三㈠欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の㈢欄に掲げる額の四分の一